

令和6年度前期 研究支援員配置希望者の募集について

（期間：令和6年4月1日～令和6年9月30日分）

1. 支援の対象となる研究者

「国立大学法人福島大学職員就業規則（金谷川事業場）」の適用を受ける教員（研究者）で次のいずれかの要件で研究活動に支障が生じていると認められた者。

- ①妊娠中の者又は小学6年生までの子供を養育している者
- ②市町村から要介護認定を受けている親族（同居別居は問わず。）を介護している者
- ③その他、上記に準ずる者

2. 支援の内容

- (1) 研究支援員に依頼できる業務の範囲
 - 研究者の研究活動に必要な実験補助
 - 研究データ解析、統計処理、文献調査、発表資料作成等の研究補助業務
 - ※研究補助以外の業務は認められません。（単なる会計事務、学会事務等）
- (2) 支援業務時間
 - ・研究支援員の学業に支障がない範囲（週15時間まで）
 - ※TA等の他業務と兼任する場合、他業務時間と合わせて週15時間まで。
 - ※長期休業期間中は週20時間まで。

3. 研究支援員

- 【資格】原則、福島大学在籍の大学院生及び学類生（3、4年生）とする。
- 【人選】原則、利用申請希望研究者からの推薦とする。
- 【賃金】時間給（「国立大学法人福島大学謝金支給事務取扱要領」別表に定める額）のみ
- ※他の手当は支給しない。

4. 募集締切 令和6年3月11日（月）

5. 申請手続き

※制度利用にあたり、支援員としての業務と学生自身の研究・指導等が混同されることの無いようにしてください。加えて、勤務時間管理を徹底していただきますようお願いいたします。

- (1) 所属部局長を経由して「研究支援員制度利用申請書（様式1）」、及び「1. 支援の対象となる研究者」の①から③のいずれかに該当することが確認できる書類（*）を人事課に提出する。
 - *ただし令和5年度に同じ書類を提出済みの場合に限り、様式1のみの提出を可とする。
- (2) 募集期間内に提出された利用申請書に基づき、男女共同参画推進専門委員会において審査を行い、所属部局長経由で通知する。
 - ※予算総額の範囲内で、①研究活動への支障の度合い②研究成果の拡大への効果等をもとに審査の上、決定する。**

◇お問い合わせ◇

男女共同参画推進専門委員会 事務担当 人事課労務係 藤田、加藤

電話：024-548-8036（内線3239） Mail：roumu@adb.fukushima-u.ac.jp